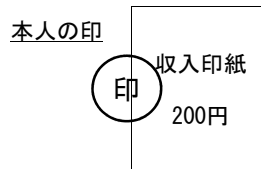


奨学資金借用証書



中富良野町奨学資金貸付条例及び同施行規則の定めるところにより、令和2年4月から月額40,000円を正規の修学期間終了月までの間奨学資金を借用するにあたり、下記事項を厳守します。

記

- 1 万一不正行為等がある時は、借入金額をただちに返金します。
- 2 貸付終了後1年を経過後、貸付期間の3倍以内の期間で必ず返金いたします。滞納の場合はいかなる処置を講ぜられても決して異議ありません。

令和 年 月 日 ←提出日

本人	借受人	住所 氏名 電話	印 ← 異なる印鑑
保護者	連帯保証人	住所 氏名 電話	印 ← 異なる印鑑
同居の家族 以外の方	連帯保証人	住所 氏名 電話 (本人との続柄)) 印鑑証明書添付
		住所 氏名 電話 (本人との続柄)) 印鑑証明書・住民票・収入証明書 (源泉徴収票・確定申告書・所得 証明書など) 添付

中富良野町長 様